

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び第 167 条の 10 の 2 第 6 項並びに別府市契約事務規則（平成 2 年別府市規則第 46 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 12 月 24 日

別府市長 長野 恭紹



1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 別府市新学校給食共同調理場整備事業
- (2) 事業用地 別府市原町 3541 番 1 外
- (3) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設期間

本契約～令和 5 年 7 月末日

イ 学校配膳室の設計・整備期間

本契約～令和 5 年 8 月末日（原則、整備期間は令和 5 年夏休み）

ウ 開業準備支援期間

令和 5 年 8 月 1 日～8 月末日

エ 供用開始日

令和 5 年 9 月 1 日

※業務の履行期間

本契約成立後、市が指定する日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(4) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 建築本体（建築本体、建築附帯設備等）に係る設計業務

(ウ) 廚房設備に係る設計業務

(エ) 造成に係る設計業務

(オ) 解体撤去に係る設計業務

(カ) 学校配膳室に係る設計業務

(キ) 工事開始までに必要な関連諸手続き

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

(ア) 建設工事業務及び厨房設備の調達・設置業務

(イ) 解体撤去工事業務

(ウ) 学校配膳室整備業務

(エ) 事後調査業務

(オ) 引渡業務

エ 各種備品調達等業務

(ア) 各種備品の調達・設置業務

オ 開業準備支援業務

(5) 予 定 価 格 3,833,317,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3,484,834,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格 設定しない

(7) 当該事業に係る入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価落札方式によるものとする。

2 入札参加資格

入札参加者は、次の入札参加資格要件を全て満たすものとする。また、入札参加者の参加資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、次のとおり複数の企業で構成されるものとする。入札参加者を構成する者を構成員という。

構成員の種別	企業数
本事業の設計業務を主として行う者 (以下「設計企業」という。)	1 者以上
本事業の建設業務を主として行う者 (以下「建設企業」という。)	2 又は 3 者
本事業の工事監理業務を主として行う者 (以下「工事監理企業」という。)	1 者以上
本事業の厨房設備等の設計・製作・設置業務を 主として行う者 (以下「厨房設備企業」という。)	1 者以上

ア 入札参加者は、特定建設工事共同企業体（甲型）を結成すること。全ての構成員が出資

者であること。なお、出資比率は問わない。

イ 入札参加者は、建設企業の構成員として、別府市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本店を有し、別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示（昭和 55 年別府市告示第 176 号）による令和 2 年度における建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者を 1 者以上入れることとする。

ウ 入札参加者の代表企業は、次の条件を全て満たすものであること。

(ア) 建設企業であり、全構成員中最大の出資者であること。

(イ) 入札参加表明書の提出日において、「平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果」という。）」に記載されている建築一式工事における総合評定値が 950 点以上かつ最大の者であること。

(ウ) 入札参加表明書の提出日において、経営事項審査結果に記載されている建築一式工事の完成工事高が 10 億円以上の者であること。

エ 入札参加者の構成員は、本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

オ 入札参加表明書の提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。なお、協議の結果、変更が認められた場合は、入札参加資格要件を全て満たす構成員とすること。

カ 入札参加者の構成員（入札参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。）は、本事業の他の入札参加者の構成員になることはできない。

キ 同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、設計業務と工事監理業務を同一者が兼ねる場合、配置する管理技術者等はそれぞれ別の者を選任するものとする。また、建設業務と工事監理業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(2) 構成員の入札参加資格要件

構成員は、次の資格要件を全て満たすものであること。

ア 全構成員

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。

(イ) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年別府市告示第 76 号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

(ウ) 開札予定日以前 3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事

実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (イ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (カ) 本事業に係る発注支援業務に関与した者、並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のない者であること。

なお、本事業に係る発注支援業務に関与した者は次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・日比谷パーク法律事務所

イ 設計企業

設計企業は、次の資格要件を全て満たすこと。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する設計企業（以下「設計統括企業」という。）を置くものとし、設計統括企業は、次の（ア）から（オ）の資格要件を全て満たし、その他の設計企業は（ア）から（ウ）の資格要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和 60 年別府市告示第 269 号）による令和 2 年度における建築コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 沖縄県を除く九州管内に本店又は市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 平成 22 年度（契約締結日基準）以降に、国又は地方公共団体が発注した、ドライシステムを導入した学校給食共同調理場（単独校調理場を除く。以下同じ。）の新築工事に係る実施設計業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
- (オ) 平成 22 年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積 3,000 m²以上の公共施設の新築工事に係る実施設計業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

なお、設計共同企業体の構成員としての実績は、代表者としての履行に限る。

ウ 建設企業

建設企業は、次の資格要件を全て満たすこと。なお、複数の者が業務を分担する場合は、2の(1)のウに定める代表企業を統括企業（以下「建設統括企業」という。）とし、建設統括企業は次の（ア）から（カ）の資格要件を全て満たし、その他の建設企業は

- (オ) を除く全ての要件を満たしていること。
- (ア) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示による令和2年度における建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 令和2年度において建築一式工事がA等級に格付けされている者であること。
- (ウ) 大分県内に建設業法に基づく本店があること。
- (エ) 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (オ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した延べ床面積3,000m²以上の公共施設の新築又は増築工事に係る施工実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
- なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- (カ) 次に掲げる条件を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。
- 入札参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
 - 建設業法第26条に規定される建築一式工事に係る技術者の資格を有し、また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者

工 工事監理企業

工事監理企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する工事監理企業（以下「監理統括企業」という。）を置くものとし、監理統括企業は、次の（ア）から（オ）の資格要件を全て満たし、その他の工事監理企業は（ア）から（ウ）の資格要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示による令和2年度における建築コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 沖縄県を除く九州管内に本店又は市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (ウ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に、国又は地方公共団体が発注した、ドライシステムを導入した学校給食共同調理場の新築工事に係る工事監理業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
- (オ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積3,000m²以上の公共施設の新築工事に係る工事監理業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

なお、設計共同企業体の構成員としての実績は、代表者としての履行に限る。

才 廚房設備企業

厨房設備企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する厨房設備企業（以下「厨房設備統括企業」という。）をおくものとし、厨房統括企業は、次の（ア）から（エ）の資格要件を全て満たし、その他の厨房設備企業は（ア）及び（イ）の資格要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示による令和2年度における管工事について入札参加資格の認定を受けている者であること、又は別府市物品等供給契約の競争入札参加資格要綱（平成7年別府市告示176号）第6条の競争入札参加資格者名簿に業種コード「020厨房・ガス器具 001厨房機器」について令和2年度の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 沖縄県を除く九州管内に本店又は市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (ウ) 入札参加表明書の提出日において、経営事項審査結果に記載されている管工事における総合評定値が1,200点以上の者であること。
- (エ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に、国又は地方公共団体が発注した、ドライシステムを導入した学校給食共同調理場の新築工事に係る厨房設備の調達及び設置業務の実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
- なお、厨房設備の定義は、要求水準書による。

3 入札に関する手続等

(1) 事務局、問い合わせ先

ア 担当部署 別府市教育部スポーツ健康課
イ 住所 所 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号
ウ 電話 0977-21-8088
エ FAX 0977-22-5100
オ 電子メールアドレス ken-be@city.beppu.lg.jp
カ ホームページアドレス <https://www.city.beppu.oita.jp/>

(2) 入札説明書等及び要求水準書等の配布

入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集）及び要求水準書等（要求水準書、落札者決定基準、建設工事請負仮契約書（案））の配布を次のとおり行う。

また、3の(1)カに示す市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からもダウンロードすることができる。

ア 配布日

令和2年12月24日（木）から令和3年1月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。ただし、12月24日（木）は、午後1時から午後5時までとする。

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

事務局とする。

ウ 配布内容

- (ア) 入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集）
(イ) 要求水準書等（要求水準書、落札者決定基準、建設工事請負仮契約書（案））

エ その他

配布される「要求水準書の資料の一部」の受領を希望する者は、様式集の「要求水準書の資料の一部の受領申込書 兼 誓約書」に記入のうえ、持参すること。

(3) 入札説明書等及び要求水準書等に関する説明会

入札説明書等及び要求水準書等に関する説明会は実施しない。

(4) 現地見学会

学校配膳室整備業務に係る改修対象の学校の現地見学会を次のとおり開催する。また、現地見学会において、入札説明書等及び要求水準書等の配布は行わないで、入札参加者各自で用意すること。なお、現地見学会に不参加であっても、本件入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 日時

令和3年1月23日（土）午前9時から

イ 場所

改修の対象となる別府市立小中学校

集合場所は、見地見学会参加申込を行った者に個別に連絡する。

ウ 現地見学会等の参加受付

(ア) 受付期間

令和3年1月12日（火）9時から令和3年1月15日（金）17時まで

(イ) 提出先

事務局とする。

(ウ) 提出方法

事務局宛に電子メールにて提出すること。詳細は入札説明書による。

(5) 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問の受付

入札説明書等及び要求水準書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 第1回（入札説明書等に関する事項）

令和3年1月12日（火）から令和3年1月15日（金）までの午前9時から午後5時まで。

(イ) 第2回（要求水準書等に関する事項）

令和3年2月8日（月）から令和3年2月12日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで。

※ただし、第2回の質問については、3の(8)の「入札参加資格審査結果の通知」において、入札参加資格が認められた者のみ質問書を提出することができるものとする。

イ 提出方法

事務局宛に電子メールにて提出すること。詳細は入札説明書による。

(6) 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、次のとおりホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

ア 公表日時

(ア) 第1回（入札説明書等に関する事項）

令和3年1月22日（金）から

(イ) 第2回（要求水準書等に関する事項）

令和3年3月1日（月）から

(7) 入札参加申請書等の受付

入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書（以下「入札参加申請書等」という。）の提出期間及び提出方法

ア 提出日時

令和3年1月29日（金）午前9時から午後5時まで

イ 提出先

事務局とする。

ウ 提出書類

様式集に示すとおりとする。

エ 提出方法

持参によるものとする。

※持参にあたっては、事前に市に連絡をすること。

(8) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については入札参加者の代表企業に対し、令和3年2月3日（水）までに書面により通知する。なお、入札参加資格が認められた者（以下「入札参加資格者」という。）に、提案書類作成に係る「提案者番号」を併せて通知する。

(9) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(8)の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して説明を求めることができる。

イ 市は、アの書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

(10) 共同企業体協定書の写しの提出

入札参加資格者は、次のとおり共同企業体協定書の写しを提出すること。

ア 提出期間

令和3年2月4日（木）から令和3年3月3日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出先

事務局とする。

ウ 提出書類

共同企業体協定書の写し

エ 提出方法

持参によるものとする。

※持参にあたっては、事前に市に連絡をすること。

(11) 入札提案書類等の提出

入札書及び提案書類（以下「入札提案書類等」という。）の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和3年3月29日（月）午前9時から午後5時まで

イ 提出先

事務局とする。

ウ 提出書類

様式集に示すとおりとする。

エ 提出方法

持参によるものとする。

※持参にあたっては、事前に市に連絡をすること。

オ 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札提案書類等の修正等の禁止

入札提案書類等の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において市が入札提案書類等の補正を求める場合を除き認めない。

キ 入札の辞退

入札参加資格者は、入札提案書類等の提出期間までに入札を辞退することができる。なお、詳細は入札説明書による。

ク 入札の延期等

市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

ケ 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、提案書類の審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び入札を行う。

コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(ア) 入札参加資格がない者又は入札参加申請書等及び入札提案書類等に虚偽の記載をした者の入札

(イ) 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札

(ウ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(エ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(オ) 入札価格を訂正した入札

(カ) 入札価格、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

- (イ) 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかつた者のした入札
- (カ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札
- (ケ) 入札価格内訳書及び積算内訳書（以下「内訳書等」という。）を提出しなかつた者のした入札
- (コ) 入札参加申請書等及び入札提案書類等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (ハ) 本件入札において談合情報が寄せられ、次により談合があつたものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の a から d のいずれかに該当する場合）は、本件入札を無効とする
 - a 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）という。」）が入札結果と一致している場合
 - b すべての入札参加者が入札結果と一致している場合
 - c 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は内訳書等に不自然な事実がある場合
 - d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

4 落札者の決定

市は、落札者決定基準に基づき、別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会の審査評価を経て、総合評価落札方式により落札者を決定する。

(1) 基礎審査

提案書類に記載された内容が、要求水準書に規定された水準を満たしているか等の審査（以下「基礎審査」という。）を行う。基礎審査にあたり、必要に応じて入札参加資格者に対して書面により確認を行うが、当該確認を踏まえてもなお、基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

(2) 加点審査

基礎審査を通過した入札参加資格者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、提案書類等について審査し、加点審査点を決定する。

提案書類等の審査及び評価を行うにあたり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングは令和 3 年 5 月を予定しており、詳細は、別途提示する。

(3) 価格審査

加点審査の終了後に価格審査を行う。

価格審査に先立ち、入札書の開札を最終審査対象者の立会いで行うものとし、最終審査対象者が立ち会わないとときは、当該入札事務に關係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、最終審査対象者の代理人が開札に立会う場合は、様式集「委任状(開札立会い)」を、当日持参

すること。

開札日時については、各最終審査対象者に書面により通知する。参考

入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格が予定価格を超過する場合は失格とする。

入札価格を点数化し、価格審査点を決定する。

(4) 総合評価値の算定

加点審査点と価格審査点から総合評価値を算出した後、総合評価値の最も高い最終審査対象者を最優秀提案者とする。

総合評価値が最も高い最終審査対象者が 2 者以上あるときは、価格審査点が最も高い提案を最優秀提案者とする。この場合において、価格審査点が同点であるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

なお、最終審査対象者が 1 者であり、かつ、総合評価値が 60 点未満であった場合は、最優秀提案者として選定しない。

(5) 落札者の決定及び公表

市は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を落札者に通知する。

(6) 入札結果等の説明

ア 入札参加者は、入札結果等について、落札者を決定した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。

イ 市は、アの書面を受理した日の翌日から起算して 8 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

5 本契約までの取扱い

本事業は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 2 年別府市条例第 17 号）第 2 条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損失が生じても、市は、一切の責めを負わない。

6 契約に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

ア 契約者は、別府市契約事務規則第 6 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

(ウ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

- (エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
イ 次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。

- (ア) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 支払い条件

- (ア) 前払金 各年度において、1回（当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内）
(イ) 中間前払金 各年度において、1回（当該年度の出来高予定額の 10 分の 2 以内）
(ウ) 部分払 各年度において、2回以内

表 各年度の支払限度額

令和 3 年度	91,852,100
令和 4 年度	925,273,600
令和 5 年度	2,816,191,700

※消費税及び地方消費税を含む。

※市は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができる。

7 その他

- (1) 落札者が提出した提案書類の提案内容（以下「提案内容」という。）は、市からの指示がない限り全て契約内容とし、提出した提案内容による履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、落札者が、契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。
- (ア) 提案内容と設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
- (イ) 要求水準書に規定する厨房設備・機器類の試運転等の際、提案内容と差異があるときは、設備・機器類の改善を命じることができる。
- (ウ) 提案内容が履行できなかった場合（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）は、減額変更契約の対象とし、また損害賠償を請求することができるものとする。
- (2) 入札参加申請書等及び入札提案書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 市は、開札後、落札決定をするまでの間に最優秀提案者が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当した場合は、当該最優秀提案者の行った入札を無効にするものとする。
- この場合、市は当該最優秀提案者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (ア) 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）
- (イ) 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき

(4) 市は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(3)の(ア)又は(イ)のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 市は、契約締結後において、落札者が(3)の(ア)又は(イ)のいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者（最優秀提案者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に(3)の(ア)又は(イ)のいずれかに該当した場合は、市に速やかに申し出ること。